

流山市水防活動実務マニュアル
(平成21年5月作成)

流山市

目 次

はじめに	1
水防体制組織図	2
水防活動配備体制の基準	3
体制区分に伴う任務	5
1 水防事前準備体制の任務	5
(1) 水防事前準備体制の連絡系統	6
2 水防準備体制に係る配備の任務	7
(1) 水防準備体制の連絡系統	8
(2) 業務執行上の留意点	8
3 水防注意体制に係る配備の任務	9
(1) 水防注意体制の連絡系統	1 1
(2) 業務執行上の留意点	1 1
4 事後体制に係る配備の任務（追加班）	1 2

はじめに

平成20年度に発生した集中豪雨や局地的な大雨により市内各所において、多くの浸水被害が発生いたしました。

平成20年8月30日の集中豪雨では、今までに例を見ないほどの1時間あたり97mmという記録的な豪雨をもたらし、幸いにも人命にかかる被害は無かったものの、市内各所において道路冠水、床上浸水14件、床下浸水151件及び市内で2箇所の法面崩壊といった被害に見舞われました。

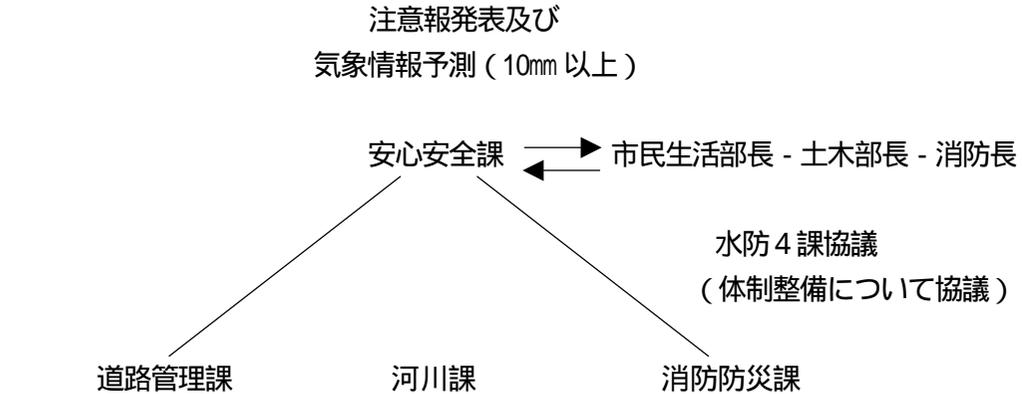
このことから、数々の水防活動に対する課題が浮き彫りになり、地元住民への避難勧告等の周知方法や水防活動に伴う庁内全体の体制整備、各職員個人の水防活動に対する意識の向上及び24時間に対応できるような実施レベルの水防活動実務マニュアルの作成が早急に求められています。

このマニュアルは、これらの課題を踏まえ、「流山市水防計画」を上位計画と位置付け、水防本部設置前に水防活動に従事する職員が連携し、迅速かつ的確に業務を遂行できるよう、必要な事項を明示したものです。

組織図

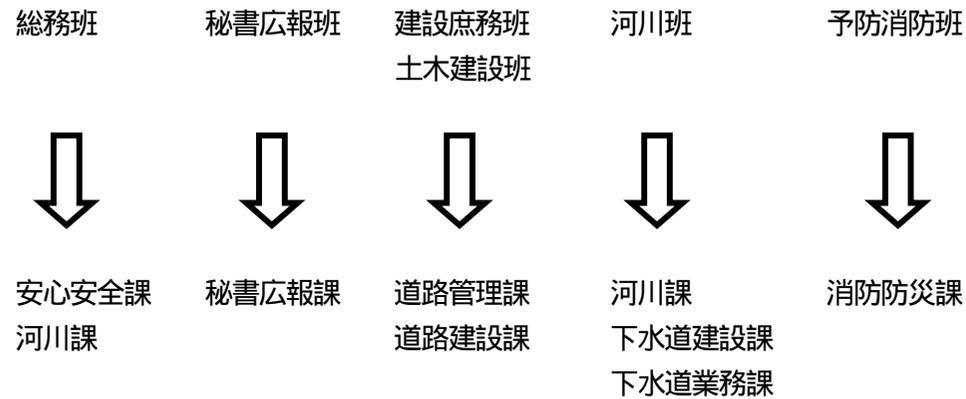
この組織図については、水防準備体制以降を示しています。

勤務時間内

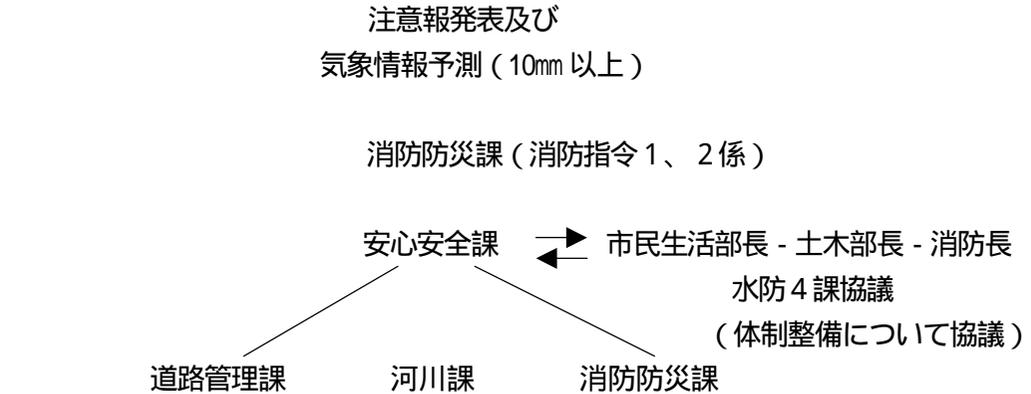


水防準備体制

招集

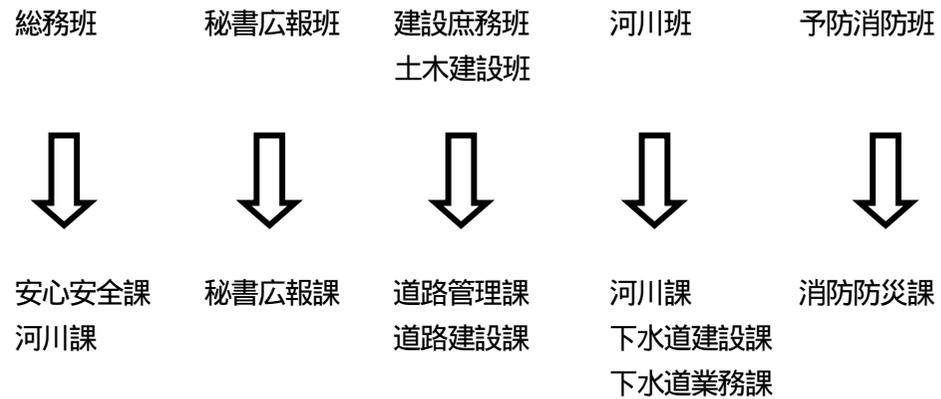


勤務時間外



水防準備体制

招集



水防活動の体制の基準

水害の発生が予測され、又は発生した場合、水防活動を迅速かつ的確に行うため、職員の体制及び基準を次のとおり定める。

区分	体制区分	体制要員	体制の基準
水防本部設置前	水防事前準備体制 (水防4課の体制設置)	安心安全課(総務班) 河川課(総務班、河川班) 消防防災課(予防消防班) 道路管理課(建設庶務班)	・大雨注意報もしくは、大雨洪水注意報が発表され、以降大雨の予想が見込まれるとき。又は時間10mm以上の降雨予想で、被害の予測がされる時。 ・気象予報で、「今日は大気不安定」と発表され、気象情報より大雨の予測がされた時。 (安心安全課長及び河川課長で気象情報等をもとに水防事前準備体制設置について事前協議を行い、決定に関する判断を行う。)
	水防準備体制	安心安全課(総務班) 河川課(総務班、河川班) 消防防災課(予防消防班) 道路管理課(建設庶務班) 秘書広報課(秘書広報班) 応援職員(1参照)	・大雨注意報もしくは、大雨洪水注意報が発表され、以降大雨の予想が見込まれるとき。又は時間15mm以上の降雨が予想される時。 ・気象予報で、「今日は大気不安定」と発表され、気象情報より大雨の予測がされた時。 (市民生活部長、土木部長及び消防長との協議後、安心安全課長が水防4課長と協議し、水防準備体制設置について事前協議を行い、今後の体制整備についても判断を行う。)
	水防注意体制	安心安全課(総務班) 河川課(総務班、河川班) 消防防災課(予防消防班) 道路管理課(建設庶務班) 秘書広報課(秘書広報班) 下水道建設課(河川班) 下水道業務課(河川班) 道路建設課(土木建設班) 環境政策課(防疫衛生班) (2参照) 応援職員(1参照)	・大雨警報もしくは、大雨洪水警報が発表され、市民生活部長、土木部長及び消防長が必要と認めたとき。 ・集中豪雨等により被害が発生し、又は発生の恐れがある時。 又は時間15mm以上の降雨が連続して予想される時。
水防本部設置	水防警戒体制	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員、各公共施設の管理者	・大雨警報もしくは、大雨洪水警報が発表され、水防管理者(市長)が必要と認める時。 ・江戸川氾濫警戒情報が発表された時。 ・集中豪雨等により被害が発生し、又は発生の恐れがある時。
本部設置	災害対策 水防本部廃止し、災害対策本部へ移行	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員、各公共施設の管理者	・江戸川氾濫危険情報が発表された時。 ・河川に災害が発生した場合又は、大規模な災害が発生する恐れがある場合で、市長が必要と認める時。

1 (P. 3)

応援職員とは、水防準備体制で水防4課が業務の支援のため必要となる職員をいい、市民生活部長、土木部長及び消防長が必要に応じて道路建設課、下水道建設課、下水道業務課及びコミュニティ課より招集する。(水防活動出動・応援職員名簿は、別冊P1・様式1を安心安全課に提出する。)

2 (P. 3)

環境政策課(防疫衛生班)については、水害等の収束状況によって、市民から消毒等の要請があった場合、または、市民から消毒等の要請が見込まれる時は、市民生活部長、土木部長及び消防長が必要に応じて環境部長へ要請し、体制整備を指示する。

気象庁にて定める雨の強さに関する用語

集中豪雨・・・	警報基準を超えるような局地的な大雨。
局地的な大雨・・・	狭い範囲おける大雨。
やや強い雨・・・	1時間に10mm以上20mm未満の雨。
強い雨・・・	1時間に20mm以上30mm未満の雨。
激しい雨・・・	1時間に30mm以上50mm未満の雨。
非常に激しい雨・・・	1時間に50mm以上80mm未満の雨。
猛烈な雨・・・	1時間に80mm以上の雨。
大雨・・・	大雨注意報基準以上の雨。
雨が強くなる・・・	「強い雨」が降るようになること。
雨が激しくなる・・・	「激しい雨」が降るようになること。

大雨や洪水に関する情報の提供先

国土交通省・川の防災情報(江戸川)

<http://www.river.go.jp/>

銚子地方气象台(気象情報)

<http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/>

千葉県土砂災害危険箇所マップ(坂川)

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_kakai/01-bosai/012-dosya/index.html

千葉県東葛飾地域整備センター「自動電話応答通報装置」

047-364-8417(管内の雨量、河川の水位)

神明堀水位警報装置

090-4121-1495(携帯電話):パスワード:0192

体制区分に伴う任務

1 水防事前準備体制の任務

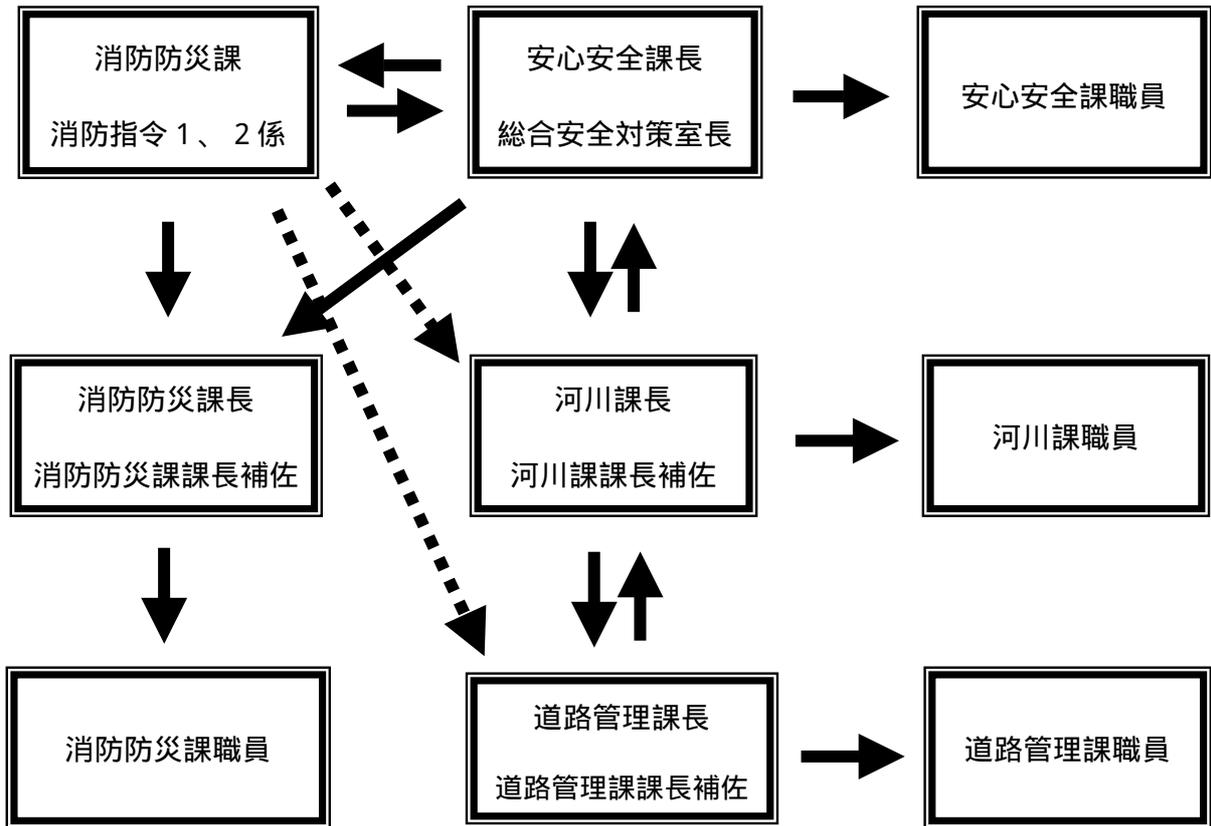
担当課	担当	内容	任務
安心安全課 河川課	勤務時間内		
	安心安全課長 河川課長 道路管理課長 消防防災課長	水防4課長協議 庁内調整	<ul style="list-style-type: none"> 水防4課長で協議し、体制を決定する。 水防準備体制移行への準備 (市民生活部長、土木部長及び消防長との協議後)
	安心安全課・2名 河川課・3名	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報会社に確認 気象注意報、警報 江戸川水位状況の確認と予測 河川の洪水予報 水防警報の情報確認 県防災ネットワークシステム
		情報整理準備	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集班が集めた情報を整理し、情報発信班に送る。 被害状況の集計の準備 全図へ被害箇所のプロット準備 携帯電話の準備
		情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政用無線 ホームページ 地域情報配信システム 県災害情報管理システム
市民対応準備	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理カード(別冊P.4・様式4)による住民電話対応準備 全図(被害箇所の位置を示す) 土のう配備体制の準備 一時避難先駐車場の確保の準備 流山建設業協同組合へ対応準備の要請を行う。 		
休日・夜間(勤務時間外)			
消防防災課(消防指令1、2係)より安心安全課長へ気象情報等について連絡が入ったら、安心安全課長及び河川課長との協議・意思決定後、水防4課長を招集し、水防事前準備体制配備を整える。 登庁した課員は、守衛及び警備員より市民からの問い合わせや苦情の情報を収集するとともに、気象情報会社に今後の予想される状況等を確認する。 以下勤務時間中と同じ対応とする。			
道路管理課	道路冠水箇所及び危険箇所等について、事前パトロールを実施する。水防4課の協議後、風水害等災害応急対策要領に基づき体制を整える。		
河川課	道路冠水箇所及び危険箇所等について、事前パトロールを実施する。水防4課の協議後、河川班水害対策・水防実施要領に基づき体制を整える。		
消防防災課	水防4課の協議後、流山市消防計画に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> 気象、水防情報の収集及び確認 職員の配備体制の準備 		

情報の共有化のため、各課サーバー(消防～道路～下水)サーバーを利用して、被害状況、市民からの苦情処理の進捗状況表をネットワーク上に作成し、確認等をする。

(1) 水防事前準備体制の連絡系統 (2 4 時間体制)

消防指令 1、2 係から気象情報等に関する連絡をする際には、**上**の順に連絡が取れるまで電話連絡を行うこと。

矢印方向の連絡先の課長に連絡が取れない場合には、その所属の課長補佐及び室長へ連絡をすること。



消防指令 1、2 係より連絡を受けた課長、課長補佐及び室長については、矢印の方向へ迅速に連絡をつなぐこと。



水防事前準備体制に係る部署に所属する職員については、常に気象情報等をパソコンや携帯モバイルなどをチェックし、日頃から水防活動についての心構えを備えること。
また、各職員個人において、常に職員間で連絡を取ることが出来る体制を確保すること。

2 水防準備体制に係る配備の任務

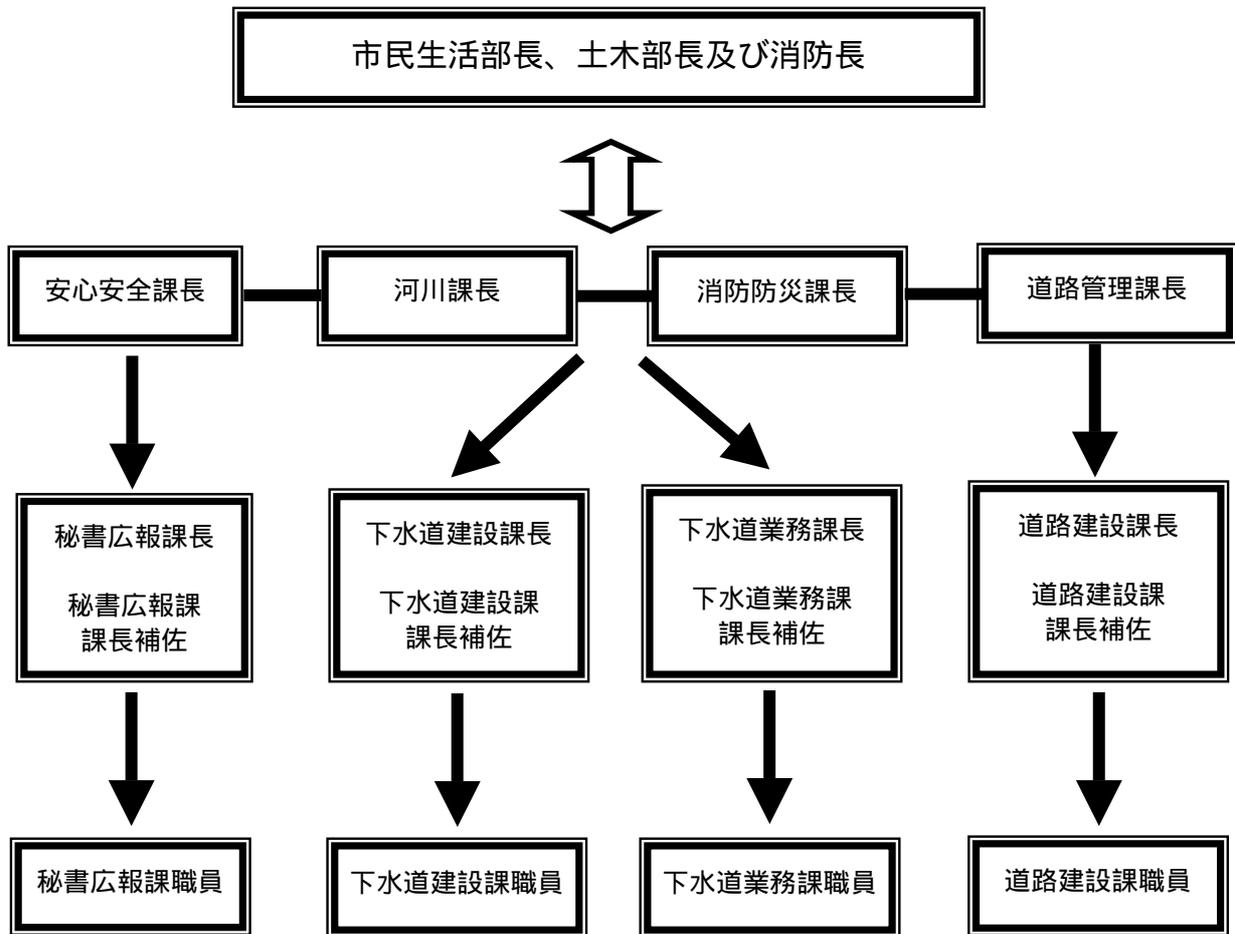
担当課	主な任務	体制人員
安心安全課 河川課 (総務班)	<p>勤務時間内</p> <p>情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報会社に今後の予想を確認 ・ 気象注意報、警報 ・ 江戸川河川水位の状況及び予測、河川の洪水予報、水防警報の情報確認 <p>市民生活部長、土木部長及び消防長との協議後、水防4課長が協議し、今後の体制を決定する。</p> <p>学校等関係機関への連絡</p> <p>一時避難先駐車場の確保準備(南流山中央公園、南流山センター及び文化会館)</p> <p>地域情報配信システムの情報提供</p> <p>県災害情報管理システムでの報告</p> <p>被害状況の収集整理</p> <p>全図1万分の1に被害箇所の位置を示す。</p> <p>早期避難所及び避難車両駐車場の準備</p> <p>水防注意体制に係る配備の準備</p> <p>拠点配備職員への連絡体制確認</p> <p>防災行政用無線放送の準備</p> <p>土のうの配布準備及び配布要請(機動班及び流山建設業協同組合)</p> <p>苦情等の電話対応</p> <p>休日・夜間(勤務時間外)</p> <p>消防防災課(消防指令1、2係)から別添連絡網により連絡する。</p> <p>登庁した課員は、守衛及び警備員より市民からの問い合わせや苦情の情報を収集するとともに、気象情報会社に今後の予想される状況等を確認する。</p> <p>以下勤務時間中と同じ対応とする。</p>	安心安全課・ 4名 河川課・3名
道路管理課 (建設庶務班)	水防4課の協議後、風水害等災害応急対策要領に基づき体制を整える。	道路管理課・ 6名 機動班・6名
河川課 (河川班)	水防4課の協議後、河川班水害対策・水防実施要領に基づき体制を整える。 管理施設等のパトロール(樋管、排水機場及び各水路)	河川課・4名
消防防災課 (予防消防班)	水防4課の協議後、流山市消防計画に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、水防情報の収集及び周知 ・ 消防職員、消防団の非常招集体制の確認 	各署1隊
秘書広報課 (秘書広報班)	ホームページでの情報提供 記者対応	秘書広報課・ 1～2名
応援職員 (1)	総務班、建設庶務班及び河川班の応援	7名

1

応援職員とは、水防準備体制で総務班、建設庶務班及び河川班が業務の支援のため必要となる職員をいい、市民生活部長、土木部長及び消防長が必要に応じて道路建設課、下水道建設課、下水道業務課及びコミュニティ課より招集する。(水防活動出動・応援職員名簿は、別冊P1・様式1を安心安全課に提出する。)

- ・ 現地パトロールについては、市内5地区を5班体制(各2名)体制とする。
- ・ 別冊P4・様式4(情報処理カード)により、パトロール状況などを報告すること。
- (災害時優先携帯電話配備表を別冊P2・様式2にて作成する。)

(1) 水防準備体制の連絡系統
水防 4 課以外の連絡体制



(2) 業務執行上の留意点

(ア) 水防準備体制時の指定車両

水防準備体制に入り、以後市内に被害が予想される時は、指定車両を使用している職員は、できる限り速やかに帰庁し、当該車両を保管場所へ返却するとともに、それ以外の車両についても、必要やむを得ない場合を除き、極力使用しないことを原則とする。水防準備体制に入った時点が勤務時間内である場合、指定車両を所管している課は、速やかに、所管指定車両の使用状況を総務班に報告することとし、報告がない場合は総務班が確認する。

水防事前準備体制、水防準備体制及び水防注意体制時の指定車両は、別冊 P 5 ・ 別表 1 を参照とする。

(イ) 水防準備体制時の情報提供

大雨警報または、大雨洪水警報が発表されたことを庁内放送もしくは、全課一斉メールにて情報提供する。

(ウ) 一時避難先駐車場の確保 (南流山中央公園、南流山センター、文化会館)

平日の昼間の場合は各所管課へ連絡し、休日、夜間の場合は、安心安全課または河川課の指示により、総務班及び河川班にて施錠を開放し、受入れ準備を行う。

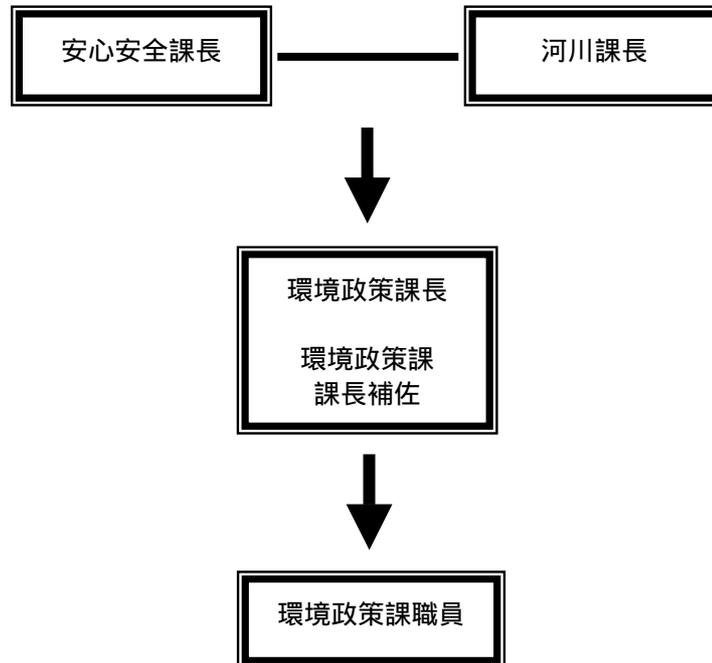
3 水防注意体制に係る配備の任務

班	担当課	主な任務	体制人員
総務班	安心安全課 河川課	<p>水防本部設置の意思決定 水防注意体制に係る決定事項に伴う各班への周知徹底 (配備体制の人員範囲の確認をする。) 避難準備情報のための情報収集 国・県・近隣市町との連絡 被害状況等の収集及び報告 (各班及び関係機関経由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象注意報、警報 ・ 各消防署の雨量状況、河川の洪水予報、水防警報の情報確認 ・ 道路・下水施設被害 (情報元：土木建設班、下水道管理担当課) ・ 人的被害 (情報元：予防消防班、流山警察署) ・ ライフライン機関 (電気、電話、ガス、水道、鉄道) ・ バス会社 (路線バス) (京成バス：松戸、東武バスイースト：西柏) ・ その他被害等 (各班) <p>各施設への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樋管操作 (流山市水防第 1 分団、流山市水防第 2 分団及び竹之内氏) ・ 流山排水機場運転 ((株) 流山水道センター) <p>防災行政用無線等による広報活動 (水防情報及び広報車による広報活動) 土のうの配付準備及び配布 (機動班及び流山建設業協同組合への指示) 指定した避難所の開設準備 (拠点配備職員の配置等) 一時避難先駐車場の開設・避難誘導 (南流山中央公園、南流山センター及び文化会館) 総務班及び河川班へ指示</p> <p>被害状況の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対応依頼書 (別冊 P. 3 ・ 様式 3) の準備 ・ 都市計画図 (被害箇所的位置を示す) <p>取りまとめ結果の庁舎内・関係機関への連絡 自主防災組織との情報受伝達 水防本部設置の準備</p>	<p>市民生活部長 土木部長 安心安全課・ 6 名 河川課・ 4 名</p>
秘書広報班	秘書広報課	<p>マスコミ対応、総務班と情報を共有し、マスコミに対しての情報発信 ホームページでの情報提供</p>	2 名

班	担当課	主な任務	体制人員
建設庶務班	道路管理課	風水害等災害応急対策要領に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水箇所の交通整理 ・警察、交通機関等への連絡調整 ・側溝及び集水桝の清掃 ・危険箇所（急傾斜地等）の被害状況の確認 ・障害物の撤去 ・水害収束後の清掃及び廃材回収 	9名 11名 (機動班)
土木建設班	道路建設課	風水害等災害応急対策要領に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び橋りょうのパトロール ・道路等の応急修理及び復旧 	5名
河川班	河川課 下水道建設課 下水道業務課	河川課は班内の体制指示 河川班水害等対策・水防実施要領に基づく業務	4名
			5名
			5名
予防消防班	消防防災課	流山市消防計画に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> ・水害情報の収集及び周知 ・水防警戒準備及び出動体制の確認 ・消防職員及び消防団員の非常招集 	5名
警防班	中央消防署 東消防署 南消防署 北消防署	流山市消防計画に基づく業務 <ul style="list-style-type: none"> ・水防出動体制の準備 ・水防重要箇所の巡視及び警戒 	24名

水害等の収束の状況によって水防4課で各人員配備の状況を協議・検討し、水防体制をダウンさせる。

(1) 水防注意体制の連絡系統
水防準備体制以外の連絡系統



(2) 業務執行上の留意点 (総務班)

(ア) 広報・避難誘導担当の役割

流山市内の道路冠水等の発生する地区 (東深井地区、西初石 5 丁目地区、三輪野山地区、南流山地区及び向小金地区) の広報活動、避難誘導準備を行う。

(イ) 広報・避難誘導区域

広報・避難誘導区域は、東深井地区、西初石 5 丁目地区、三輪野山地区、南流山地区及び向小金地区の道路冠水等発生区域とする。

(ウ) 公用車の管理

水防注意体制に入った時点で、指定車両を使用している職員は、できる限り速やかに当該車両を保管場所に戻し、警戒体制に備える。

水防注意体制に入った時点が勤務時間内である場合、指定車両を所管している課は、速やかに所管指定車両の使用状況を総務班に報告することとし、報告がない場合は総務班が確認する。

水防注意体制の指定車両は、別冊 P 5 ・別表 1 を参照とする。

(エ) 応援職員の把握

水防注意体制が決定した時点で、配備体制が指令されている各課は、別冊 P 1 ・様式 1 の水防活動出動・応援職員名簿に職員職氏名等を記入して、安心安全課に提出する。

4 事後体制に係る配備の任務（追加班）

班	担当課	主な任務	配備人員
防疫衛生班	環境政策課	消毒の準備 消毒依頼による市民からの電話対応 災害後の消毒の実施	8名 (2班体制)

水害等の収束状況によって、市民から消毒等の要請があった場合、又は、市民から消毒等の要請が見込まれる時は、市民生活部長、土木部長及び消防長が必要に応じて環境部長へ要請する。